

告 発 状 (案)

2014年(平成26年)12月 日

札幌地方検察庁 殿

告発人代理人共同代表 弁護士 坂口徳雄 (大阪弁護士会)

告発人代理人共同代表 弁護士 中山武敏 (第二東京弁護士会)

告発人代理人共同代表 弁護士 澤藤統一郎 (東京弁護士会)

告発人代理人共同代表 弁護士 梓澤和幸 (東京弁護士会)

告発人代理人共同代表 弁護士 郷路征記 (札幌弁護士会)

上記代表を含む別紙告発人代理人目録記載の弁護士 (名)

告発人目録記載の告発人 (名)

被告発人たかすぎしんさくこと氏名不詳者 (以下、「被告発人たかすぎ」という。)

第一 告発の趣旨

被告発人たかすぎの下記各行為は刑法233条(虚偽の風説の流布による業務妨害罪)に該当することが明らかと考えられるので、早急に被告発人たかすぎに対する捜査を遂げ、厳正な処罰をされたく、告発する。

第二 告発事実

第1

(1) 被告発人たかすぎは、元朝日新聞社記者である植村隆 (以下、「植村氏」という。) を失職をさせる目的のもと、2014年(平成26年)8月 日、植村氏が非常勤講師として勤務する学校法人北星学園 (理事長 大山綱夫) が運営する北星学園大学 (以下、「同大学」という。学長 田村信一、札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号所在) の代表電話に架電し (以下、「本件電話1」という。)、対応した同大学事務局学生支援課のかわもと某 (以下、「かわもと」という。) に対して、かわもとからその上司へ、その上司からさらにその上司へ等と、以下の事実が不特定多数人に伝播される可能性があることを認識・認容しつつ、同大学が植村氏を契約期間1年の非常勤講師として雇用したのは20 年4月からであり、かつ、2014年3月の雇用更新の際にも神戸松蔭女子学院大学が植村氏の採用を辞めたことを同大学は知らず、もちろん同大学は国賊大学などではないのにもかかわらず、「植村さんは国賊に近い方なんですよ。・・・そういう問題があつて神戸の松蔭学院大学も、これ採用を辞めたんですよ。不適格やで。そういう方をおたくはね、そういう事実をわかっとて採用されてるんですよ。ね、北星学園大学はね、国賊大学いうことなるんですよ。こういうことやつとつたら。」(以下、「虚偽事項1」という。) と虚偽の事項

を申し向け、本件電話1に対しかわもとやその上司等の対応を余儀なくさせて、これらに従事した同大学従業員らにおいて通常行うべき同大学の業務の遂行を妨げ、もって虚偽の風説を流布して同大学の業務を妨害し、

(2) 被告発人たかすぎは、同大学の評価を全国的に大きく低下させるため本件電話1によるかわもとのやり取りを自ら録音し、その音声ファイルに同大学の校舎を写した静止画像と字幕をつけて動画ファイルとし、同年8月7日、インターネットの動画共有サイトであるYouTubeにそれをアップロードし、第1の(1)記載の虚偽事項1を含めた本件電話1を全世界を対象に公開し、もって虚偽の風説を流布して同大学の新入生勧誘等の業務を妨害し、

第2

(1) 被告発人たかすぎは、同年10月2日午前11時頃、再び同大学の代表電話に架電(以下、「本件電話2」という。)し、同大学では年間のカリキュラムは毎年〇月に公開され、2014年度のそれには植村氏の講義が後期に(毎年9月から翌年3月まで)も予定されていることが掲載されているが、後期になって受講生がいなくなれば講義そのものがなくなり、その結果植村氏の雇用も終了するところから、後期については(植村氏の雇用は)未定である趣旨の答えを本件電話1で対応したかわもとがしていたのに対し、「以前、お話し聞いた時に、学内で検討中やいう話しだったですよ。その時点ではおたく嘘付いてるんですよ。その時点では、もう9月以降のカリキュラムに植村さんの名前が入ったと言てるやんか、調べたら。北星学園大学は嘘つきの大学なんですか、これ。そういうことになりますよ。」(以下、「虚偽事項2」という。)と語気鋭く申し向け、又、同大学は国賊も犯罪者も雇用していないのに「北星学園大学ゆうところは、国賊の人間を採用しているいうことでよろしいんですか」、「北星学園大学の、これ大変なことになりますよ。こういうことやられとったら。犯罪者をね、採用するなんてふざけたことをしなさんな!これ。違いますか、これ。犯罪以上のもんですよ、この方は。」(以下、「虚偽事項3」という。)と語気鋭く申し向け、本件電話2に対して上記氏名不詳の従業員の対応やその上司等の対応を余儀なくさせて、これらに従事した同大学従業員らにおいて通常行うべき同大学の業務の遂行を妨げ、もって虚偽の風説を流布して同大学の業務を妨害し、

(2) 被告発人たかすぎは、同大学の評価を全国的に大きく低下させるため、本件電話2による氏名不詳従業員とのやりとりを自ら録音し、その音声ファイルに同大学の校舎を写した静止画像と字幕をつけて動画ファイルとし、上記同日、インターネットの動画共有サイトであるYouTubeにアップしたのだが、その際、付加した字幕の中に『脅迫文』や『爆破予告電話』などは国賊、植村隆を擁護し、雇用している同大学への批判をかわす為の『自作自演』の可能性があると思います。」(以下、「虚偽事項4」という。)と虚偽の事項を記載して閲覧可能とし、第2の(1)記載の虚偽事項2、虚偽事項3を含めた本件電話2と上記字幕による虚偽事項4を全世界を対象に公開し、もって虚偽の風説を流布して

同大学の新入生勧誘等の業務を妨害したものである。

第三 犯罪該当性について

1 虚偽の風説の流布とは、真実と異なった内容の事項を不特定又は多数の人に伝播させることをいうとされている（条解刑法第3版 691頁 9～10行目）。

(1) 同書に従って、個々の構成要件を分析すると、虚偽とは客観的真実に反すること（客観説、判例の立場 大判 明治44年12月25日）である。

(2) 風説とは一般には噂のことであるが、噂という形で流布されることが必要でなく、行為者自身の判断・評価として一定の事項を流布させる場合であっても良いとされている。又、虚偽の風説は、具体的的事実を適示する必要はなく（大判 明治45年7月23日）、悪事醜業の内容を含んでいることも必要ではない（大判 明治44年2月9日）とされている（同書 691頁 下から5～1行目）。

(3) 流布とは不特定、又は多数の人に伝播させることを言うが、必ずしも行為者自身、自らが直接に不特定又は多数の人に告知する必要はないとされ、他人を通じて順次それが不特定又は多数の人に伝播されることを認識して行い、その結果、不特定又は多数の人に伝播された場合も含むとされている（同書 692頁 1行目～4行目）。

2 それに対して、虚偽とは行為者が確実な資料・根拠を有しないで述べていた事実であるという主観説がある。主観説に基づく判例としては、東京地方裁判所 昭和49年4月25日 判例時報744号 37頁が指摘されている。

本件の場合には、被告発人たかすぎが確実な資料・根拠を何も有しないで虚偽事項1～4を述べたことは明らかだから、主観説の立場に立ったとしても、虚偽の事項を述べたことは明らかと思われる。

3 客観説の故意の内容については、行為当時の学問、科学水準等を基準にして、その時点において真実とされているか否かによって決する以外なく、これにより故意を判断するのが妥当とされている（同書 691頁下から12行目～10行目）。主観説によれば、自己の言説が確実な根拠・資料に基づかないことの認識が故意とされる。

4 従って、虚偽事項1の国賊大学というのは、被告発人たかすぎの判断、評価として一定の事項を流布している場合であり、「風説」に該当する（上記1の(2))。その風説が虚偽であるかどうかが問題となる。

本件電話1及び電話2において、被告発人たかすぎが告知している中核的な事実は、国賊植村の雇用を継続することは同大学が国賊大学であること、およびそれと同趣旨の犯罪者を雇っている大学ということである（虚偽事項2）。しかし同大学が国賊大学であるとの評価は同大学の実情を社会通念に照らして判断しても、現在の学問、科学水準等を基準に判断しても、明白に客観的事実に反していて虚偽であり（主観説によつても、何の根拠もないから虚偽である。）、当然被告発人たかすぎには、本件について故意がある。

中核的事実に付随して、或いは付加して被告発人たかすぎは「嘘つき大学、でたらめ大

学」および「脅迫状や爆破予告電話が自作自演である」という虚偽事項2、4を流布している。これらも国賊大学という虚偽の事実に、更に虚偽の事実を付加することによって同大学の信用、評価を毀損し、業務を妨害する程度を増加させているわけであるから、虚偽の風説の流布に該当する。

5 虚偽の風説の流布と偽計との関係については、虚偽の風説の流布も偽計の一態様であるとし、偽計の概念の中に虚偽の風説の流布が含まれるとする見解が妥当であるとされている（同書 693頁 18～20行目）が、本件の場合には、虚偽の風説の流布に該当することが明らかな事例であるから、偽計による業務妨害罪によらずして、虚偽の風説の流布による業務妨害罪として告発するのが相当であると考えられる。

第四 告発の事情と告発目的

同大学の非常勤講師である植村氏が元朝日新聞の記者としていわゆる従軍慰安婦問題の記事を書いたのは1991年（平成3年）8月11日付の朝日新聞大阪本社版朝刊であり、それが捏造記事であるとして植村氏を糾弾、社会的に抹殺せんとする動きが2014年（平成26年）2月6日付週刊文春（同年1月末発行）の「”慰安婦捏造”朝日新聞記者がお嬢様女子大教授に」と題する記事以降急速に強まった。植村氏の解職を求める電話が植村氏本人にではなく、その雇用主になる予定の神戸松蔭女子学院大学に対して1週間で250通集中するという事態が発生し、それによって同大学は植村氏を教授に向かい入れる状況ではない、学生募集に支障ができるとの判断を示し、植村氏もその判断を受け入れざるを得なかった。植村氏は同大学教授への就任のため朝日新聞社を退社する手続をとっており、同年3月末、同社を退社となった。

その後、植村氏が北星学園大学の非常勤講師として勤務していることが知られるところとなり、同氏の解職を求める電話、メール、手紙が同大学に集中することになった。

その中でも特に電話によるものは業務への妨害性が高いが、ネットでは抗議をする電話のことを電凸と称しており、本人ではなく雇用主や広告主などの第3者に対して電話することが勧められている。本件で告発をおこなった被告発人たかすぎの2回の電凸行為は、大学に電凸した自らの行為と大学側の対応を自ら録音しておいて、それをY o u T u b eにアップして日本全体の人々が聴取可能なようにしたというところに極めて大きな特徴がある。

第1の電凸のY o u T u b eを見た者が12月8日現在で42、135名、第2の電凸のY o u T u b eを見た者が7、922名という多数にのぼる。被告発人たかすぎのY o u T u b eにアップされた電凸ファイルが、保守速報（<http://hosyusokuhou.jp/archives/39576639.html>）嫌韓ちゃんねる（<http://ken-ch.vqpv.biz/no/1206.html>）等のブログにダウンロードされ、そこで電凸が煽られて電凸が更に広まっていくという関係が形成されている。その意味で被告発人たかすぎの本件各電凸は、同大学に対する電凸攻撃を煽り、そそのかし、広める役割を果たして

いるものである。

被告発人たかすぎがこのようなことをおこなっている目的は、自らが何らかの被害を受けて、その被害を回復するため、或いは自らの権利の実現というためではない。植村氏の言論が自分の主義主張と反していたから、そして、その後の対応が気に入らないから、ということを理由に植村氏を社会的に抹殺し、私的なリンチを加えるため同大学から失職させることを目的として電凸行為がおこなわれているのである。植村氏は週刊文春の記事とその後の電凸等によって神戸松蔭女子学院大学教授の職を失った。同教授に就任するために朝日新聞社を退社する手続きを取っていたため植村氏は生計の道を現在断たれている状態にある。そのうえで同大学の非常勤講師としての職を失わせしめるということは、植村氏を社会的に抹殺しようとする意図と評価されても仕方がないものである。そうなると被告発人たかすぎの行為は私的制裁を電凸行為によって、そしてそれをY o u T u b eにアップして更なる電凸を煽ることによって実現しようとする、極めて不当な目的によるものと言わなければならない。

また、被告発人たかすぎの行為は植村氏の言論を気に入らないから、植村氏自身を社会的に抹殺することのために植村氏の言論とは全く関係のない雇用主である同大学の業務を妨害するという卑劣な手段に出たものである。被告発人たかすぎが同大学の業務を妨害する意図を持っているのはこの電話を全て公開すると告げていること、更に嘘つき大学等ということで信用が失われていきますよと述べていること、国賊大学等と犯罪者を雇っている大学と決めつけることによって、同大学の信用を失墜せしめ、もって大学の新入生勧誘行為等の業務に支障が発生することを狙いとしていることは明らかである。

以上の結果、同大学においては、多大な業務上の妨害を受けていることは明らかであると考える。よって厳重な検査を遂げてその処罰を求めるものである。

以上